

令和5年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和5年6月29日 午前10時00分 開会
午前11時54分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 13番 西井 覚 14番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 議第48号 葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについて

- 日程第2 議第49号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第52号 工事委託協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）
- 日程第4 議第50号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第51号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第53号 工事請負契約の締結について（いきいきセンター大規模改修工事）
- 日程第7 議第54号 工事請負契約の締結について（磐城認定こども園調理室等整備工事）
- 日程第8 議第55号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄中学校運動場北側擁壁改修工事）
- 日程第9 議第56号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第10 県域水道一体化調査特別委員会調査報告書について
- 日程第11 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第12 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会中の会期中に開催されました県域水道一体化調査特別委員会におきまして、調査報告書がまとめられ、藤井本委員長より議長宛てに提出されております。また、奈良県後期高齢者医療広域連合より、広域連合議会議員選挙の実施依頼がございましたので、それらの取扱いにつきまして、各常任委員会における付託議案以外の調査案件と併せて、6月23日午後3時より議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、また、県域水道一体化調査特別委員会の藤井本委員長より提出をされました調査報告書の審議方法について、また、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員に5名の欠員が生じたことに伴う選挙の実施、以上につきまして、去る6月23日に議会運営委員会を開催し、それらの取扱いにつきまして、慎重に協議をいたしておりますので、その内容につきましてご報告を申し上げます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、災害に強いまちづくりに関する事項、DX推進に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項、この3項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がございました。

また、厚生文教常任委員会からは、就学前児童の保育と教育に関する事項、部活動に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項、この3項目を常任委員会の調査事項として、審査を行いたい旨の申出がございました。それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定をいたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要求するとし、各常任委員長より議長に対し、閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、県域水道一体化調査特別委員会調査報告書の審議方法についてでございます。議第56号、葛城市一般会計補正予算の議決が終わりましたら、県域水道一体化調査特別委員会調査報告書についてを議題とし、藤井本委員長より委員長報告を受け、委員長報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。この調査報告が終わりましたら、次に、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

梨本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

県域水道一体化調査特別委員会調査報告書に関する審議等につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、審議等を行うことにいたします。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして、慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る6月15日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月21日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、奈良県社会教育センター跡地利用に関する事項についてであります。

理事者からは、国の交付金の支給が決定となった葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業について報告がございました。事業内容としては、1、滞在型観光の促進、2、広域観光の促進という2つの分野で構成されており、まず、1つ目の滞在型観光の促進として、ソフト事業ではちゃんこコンテスト等の相撲関連イベントの実施、景観を活用したイベント教室の実施、宿泊施設の誘致に向けた宿泊可能性調査を実施する。ハード事業では道の駅かつらぎの観光インフォメーション機能強化を図るためにデジタルサイネージを導入し、道の駅かつらぎからしあわせの森公園の展望広場までのエリアにフットライト設置工事を行うという説明がありました。

次に、2つ目の広域観光の促進として、万博を見据えたインバウンドに対応するため、多言語対応コンテンツの構築を図るという説明がありました。

委員からは、ちゃんこにスポットを当て、イベント等を開催することは大いに賛成するが、一部の店舗やエリアにとどまらず、市内全体でより活性化につながる施策は考えているかという問いに対し、市民に対しては、ちゃんこが葛城市のソウルフードとなることを願い、市内の野菜や卵などを使ったちゃんこをどの家庭でも作っていただけるよう、コンテストで優秀な成績を取ったレシピをホームページなどで公開したいと考えている。市内飲食店に対しても呼びかけを行い、どのお店に入ってもその店独自のちゃんこが提供されるような取組を考えていきたいという答弁がありました。この答弁を受けて、ちゃんこを提供する飲食店が増え、市内の至るところでちゃんこののぼり旗がはためくような景色が見られると大変よいと思う。市民とちゃんこの距離が近づくような取組を期待しているという意見がありました。

次に、多面的機能支払事業交付金事務に関する事項についてであります。本件につきましては、令和4年9月定例会において議決いたしました議第49号、和解することについてに関し、和解案の要旨第5項にある、加守地域保全向上委員会から一部事実と異なる内容を記載した実施報告書が提出されたことを、葛城市において点検で気付けなかった事態について、その原因を調査すると記載があったため、本委員会の調査案件として取り上げ、担当課に調査を願っておりました。

理事者からは、担当課においてこれまでに実施してきた聞き取り調査に加え、再度聞き取りによる原因調査を行った。この調査の結果を踏まえ、市のチェック方法の改善、事業の周知・啓蒙、交付金の出納について、再発防止事項を徹底し、再発防止に努めている。そして、市で行った内部調査の結果を公認会計士として様々な法人の会計監査に携わり、監査業務に精通している第三者の専門家に調査を依頼した結果、調査に対する人的・時間的制約がある中で、十分な調査を行っているとの見解をいただいたと報告がありました。

議会から要求していた原因の調査、再発防止策、第三者の専門家に調査を依頼することについて理事者からの報告を受けたことにより、本委員会での調査については一定の役割を終えたと判断し、終了することにいたしました。

次に、入札・契約事務に関する事項についてであります。

本件につきましては、クリーンセンターの契約事務に関し調査するため、令和4年3月より本委員会の調査案件として取り上げ、調査を進めてまいりました。そして、令和4年6月定例会中の委員会では、理事者からクリーンセンターの契約事務に関する報告書について説明を受け、10項目の再発防止策を提示いただいております、このたび1年が経過したことから、それらの活用方法について報告を受けました。

理事者からは、再発防止策については今後も継続して取り組んでいかなければならないこととは言うまでもなく、日々の業務の中で、職員一人一人が正しい方法で正しいルールに従って業務を行うことを意識し、また、所属する部署においては、職員の業務遂行に当たって後押しできるような環境づくりが求められていると感じており、状況に応じてこれら10項目の再発防止策の取り組むべき内容もブラッシュアップしていきたいと考えているという報告がありました。

委員からは、実際に問題があると指摘された契約事務をコンプライアンス研修などの資料として活用することはできないかという問いがあり、今後の研修においてこのような事象を取り入れることができないか協議して進めていきたいという答弁がありました。

本委員会で調査を進めてきたことにより、入札・契約事務に対する職員の意識も変化し、組織がよりよい方向に変化してきていると改善が見られたことから、本委員会での調査については一定の役割を終えたと判断し、終了することにいたしました。

最後に、行財政に関する事項についてであります。

令和3年度決算における県内12市の財政指標等について資料を用いて説明を受け、経常収支比率等、本市の財政状況について確認をいたしました。

委員からは、住みよさランキングでは葛城市は全国でも近畿でも上位にランクインしてお

り、サービスの高いまちとして誇れるところではあるが、その一方で、ここ数年は経常収支比率が硬直化に近いラインで推移している。住民サービスと税の分配のバランスが大切だと考えるが、市長の考える財政についての政策的な考え方について伺いたいという問いがあり、市長からは、財政の考え方についてはいろいろな指標があるが、その中で経常収支比率の見方というのは、100%を基準としてどれぐらいの余裕を市の財政が持っていればいいのかということであり、100%以上になることは非常によいことではなく、また、極端に余裕を持ち過ぎるのもよくないと考えている。経常収支比率だけを取り上げて、経常収支比率を高めるのであれば、住民サービスを低下させ、市民への還元を少なくしていけばいいが、そのような考え方は求めるべきではなく、市民から納付いただいた税金は市民に還元していく必要があり、できるだけ住民サービスを維持していく必要があると考えている。子育て世代だけではなく、どの世代についても同じく市民が幸せを享受できる、住みやすいと感じるまちづくりを目指しているところであるという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、全世代に対してのサービスは本当に大事なことだと思うが、市として将来にわたってそれが続けられるのか考えていかなければならないと思う。経常収支比率が全国平均ぐらいまで改善し、住みよさは非常に高いというような状況になれば非常に評価できるので、永続性という観点も含めて今後しっかりと取り組んでいただきたいという意見がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

梨本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、報告いたします。

去る6月15日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、不登校に関する事項についてであります。

理事者からは、令和5年度から、各小・中学校の特別教室や普通教室などを活用し、学校に登校しにくい、登校したくてもできない、教室に入れない子どもたちの学びの場や居場所として、各学校にI r o o mを設置したこと、そして、I r o o mの理念、I r o o mの運用などについて説明がありました。

委員から、今回設置されたI r o o mと既存のふたかみ教室との関係性はどのようなものになるのかという問いがあり、学校に行くことはできないが外には出ることができるという場合についてはふたかみ教室、学校に来ることはできるが自分の教室に入れないという場合はI r o o mを利用するイメージであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、I r o o m利用者の状況などを把握しているのかという問いがあ

り、教育長から、I r o o mでは毎日日誌のような形で、子どもたちの様子と何名入室してどのような活動をしているのかを記録しており、学校の管理職や教育委員会が共有できるようにしている。その中で、運用の状況を確認すると、昨年度ほとんど来られなかった子が初めてI r o o mに来られたというものや、I r o o mで何日か過ごした子が教室に行けたというケースがある。このような状況を踏まえると、I r o o mが子どもたちの居場所になりつつあり、本当にうれしく感じている。4月、5月の2か月間を見ている限りではうまく運用できていると考えているとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、普通学級にいる子どもたちのI r o o mへの理解はどのような状況かという問いがあり、I r o o m利用者の様子の中で、友達がI r o o mに遊びに来てくれたり、給食を届けてくれたり、放課後に訪ねてきてくれて一緒に部活に行ったりしているということを確認している。子どもたちは友達同士として隔たりなく接してくれていると認識しているとの答弁がありました。

I r o o mの全体構想の中で、適応するのは子どもではなく学校であるという考え方が示されているが、学校はどこまで変わっていけるという思いを持っているのかという問いがあり、教育長から、子どもたちの居場所、社会的自立を考えながら、どのように子どもを育てるかを考えたとき、まずは教員の意識を変えないといけないというところがこの言葉の意図である。教員はどうしても型にはめて子どもたちを導いていこうとするとところがあり、今、子どもたちは何を感じ、何を将来に向けて育みたいのかという子どもの適応をしっかり見ていこうということを意識するよう教員と管理職に指示をしたところであるとの答弁がありました。

この答弁を受けて、子どもたちが本当に救われると思うので、子どもたちが社会に適応できるよう育てていくことを教員や保護者に教育講演会等で広めていただきたいとの要望がありました。

続いて、ゴミの減量化とゼロカーボンに関する事項についてであります。

理事者からは、ごみ量の動向についての報告があり、燃えるごみは令和元年をピークに一旦減少し、その後微増の傾向にあるが、人口割合からすると微減している状況であること、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみについては、減少傾向にあることなどについて説明がありました。また、調査案件には含まれませんが、係争中のクリーンセンターリサイクル施設運営管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に係る裁判の進捗について報告がありましたことを申し添えておきます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に関する事項についてであります。

理事者からは、新型コロナウイルスの感染症の状況と、新型コロナウイルスワクチン、春開始接種の進捗について報告がありました。新型コロナウイルス感染症の患者報告数については、5類移行後、一部の医療機関からの感染報告数と調査対象である定点医療機関数で割った定点把握に切り替わっている。5月8日以降の定点把握による患者報告数は、5月22日から5月28日までは3.29人、5月29日から6月4日までは4.51人、6月5日から6月11日までは4.64人と増加傾向であり、高齢者や基礎疾患のある方は、手の消毒やマスクの着用、換

気など、基本的な対策を取るべきとの報道もされていることなどについて説明がありました。

65歳以上の高齢者などを対象とした新型コロナウイルスワクチンの春開始接種の状況については、5月8日から個別接種、5月20日から集団接種を実施し、個別接種では市内で8医療機関、毎月1,100人に接種できる体制を整え、集団接種は5月で約700人、6月で約2,600人、7月は予約状況に応じた予約枠を用意していることなどについて説明がありました。

以上であります。このほかにも各委員から質疑がなされ、また、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

梨本議長 次に、会期中に開催されました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会及び議会改革特別委員会について、各委員長より報告願います。

まず、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 それでは、議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和5年6月21日水曜日午後3時から開催し、当麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について報告を願いました。

最初に、葛城市当麻複合施設整備基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果報告として、全体の意見の件数や類型ごとに分類した件数、また、意見を受けて、計画案の修正を行う部分などについての説明がありました。

続いて、当麻複合施設整備用地及び周辺施設エリアの測量等の業務や当麻複合施設の整備により生じる既存施設跡地の民間活用の導入を含めた利活用方法の検討業務、当麻複合施設の設計業務などについての進捗状況及びスケジュールについて報告がありました。

この報告を受け、委員からは、パブリックコメントであった意見について詳細をホームページ上で公表することだが、応募のあった意見に対する市の考えをつけて公表するののかという問いがあり、応募のあった意見に対する市の考え方を明記した上で公表する予定であるとの答弁がありました。

続いて、設計業務の過程で、どの段階までなら市民や議会から意見を反映できるのか。また、設計業務のプロポーザルの前に管理運営のイメージを固めるのかという問いがあり、令和5年度末までに当麻複合施設の基本設計を完了する予定であり、基本設計の段階までなら市民等の意見を反映できると考えている。また、管理運営に関する部分は、設計業務と密接に関連するので、それに係る支援業務や考え方を設計に反映することについては、設計業務に内包することも含め、発注方法を検討しているところであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、基本計画を策定するに当たり、これまでワークショップやパブリックコメントを行い、いろいろな市民の声を集めてきたと思う。基本設計は設計案を固めていく段階であり、そのようなときにさらにワークショップを行い、市民の声を細かく反映していくというのは大変な作業になると思うがどう考えているのかという問いが

あり、市民アンケートに始まり、市民ワークショップ、パブリックコメントに至るまで、市民の意見の蓄積はかなりできていると考えている。基本設計の段階ではそれを形に見せるということを考えており、そうすることで、新しい意見をいただくこともあると思うので、そういった意味で、市民の意見を聴取することを想定しているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、現在、當麻庁舎を期日前投票所として使用しているが、複合施設となった場合も同じように期日前投票所として使用できるのかという問いに対し、今後、設計する當麻複合施設については4つの機能集約をすることになり、期日前投票所のための広いスペースを確保しにくい状況である。ただ、跡地の活用等も含め、期日前投票所の場所を確保するという事は可能だと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、今後、複合施設となっても従来からのサービスを市民に提供できるよう、跡地の活用も含めて検討いただきたいとの要望がありました。

そして、ほかの委員からは、當麻複合施設周辺エリアの跡地利活用についてはまちづくりの観点を含めて検討していかないといけないと思うが、跡地利活用の支援に関する公募型プロポーザルを行うに当たり、どういった条件を設けて提案を求めるのかという問いがあり、立地適正化計画のまちづくりの大枠の中で都市再生整備計画を作成しており、當麻複合施設と連携を取りながら、周辺の賑わいを作り出すようなエリアとして位置づけているので、その内容に沿った提案を求めることになるとの答弁がありました。

この答弁を受け、あのエリアは、白鳳中学校や図書館、文化会館、こども・若者サポートセンターがあるので、教育のイメージが活かされる地域であってほしいという思いや、市民にとって便利な地域になってほしいという願いもある。年齢の若い方が多いというような地域の特性に応じた具体的な提案をもらうことがまちづくりのヒントになると思うので、漠然と跡地利用について募集するのではなく、具体的な提案が出るように跡地利用のコンセプトをしっかりと練って提案募集をしていただきたいという要望がありました。

また、別の委員から、約20年後に新庄庁舎は耐用年数を超えてくる。當麻複合施設の整備の話を進めているが、新庄庁舎を含めて庁舎の在り方を考え、子や孫に迷惑がかからないように長期的な計画を立てて、基金を設置するなどの方策を練っていく時期に来ていると思うがいかがかとの問いがあり、市長から、将来的には庁舎を1つにするという考え方の中で、現在は、當麻庁舎を新たに複合化施設の中に取り入れるという議論を行っているが、どのような庁舎機能や規模が30年、40年先に必要であるのかや、どのような機能を持つ施設を建設するのかということに関しては、これからのライフスタイルの変化や、通信媒体、AIといった技術革新などの時代の変遷を考慮すると、時間をかけて考えていく必要があると思うとの答弁がありました。この答弁を受け、20年、30年後には何らかの対応をしなければならないのは事実であるので、将来設計の計画を早く立てるべきということは、提案させてもらうとの意見がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の調査状況についての報告といたします。

梨本議長 次に、議会改革特別委員長より報告願います。

1 番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会につきましては、6月23日午後4時より開催をし、議会改革に関する事項について協議を行っております。本年1月23日の委員会において、一旦現在の葛城市議会の状況を報告書にまとめ、今後どのようにするのかについては改めて協議をすることとし、まずは作業部会で目的や調査する項目を明確にし、必要であれば議会改革特別委員会に報告するとともに作業部にフィードバックし、委員会としての意見をしっかりと反映した報告書を作成することを確認をいたしました。そして、2月15日と6月5日に作業部会を開催し、葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書（案）を作成しましたので、この内容について報告をいたしました。

まず、この基礎調査報告書を作成することになった背景といたしまして、令和3年10月の選挙において、定数と同じ15人の立候補者となったため、市制施行以降初めて無投票による選挙となったことから、この状況を非常に重く感じ、現在の葛城市の議員定数は適正なのか、また、人口が減少している自治体で叫ばれている議員の成り手不足であるのか、定数だけでなく、議員報酬、政務活動費の支給状況についても絡み合うのではないかと考えました。このことから、今後の葛城市議会の資質向上のために、適正な議員定数、報酬、政務活動費を検討するための基礎資料とするため、現在の葛城市議会の状況を客観的に調査することを目的に、基礎調査報告書を作成することになりました。そして、項目については、1、議員定数の状況に関する事、2、議員報酬の状況に関する事、3、政務活動費の状況に関する事について、全国の人口類似団体や奈良県内12市の状況などを含め、様々な角度から調査したいと考えていることを報告させていただきました。また、本報告書をまとめるに当たってのスケジュールについては、9月定例会での委員会に再度お諮りし、11月をめどに完成したい旨を報告させていただきました。

委員からは、奈良県内12市の人口数を議員1人当たりで除した議員1人当たりの住民数を記載してはどうか。葛城市は前回無投票であったが、他市において過去に無投票であった時期はないのか。また、無投票でないにもかかわらず、議員定数や報酬を下げられている市が分かるようにしてはどうか。政務活動費について、支出対象やチェック体制、不正防止策はどのようなものか。また、情報公開の有無を示してはどうかなど、様々な意見がありました。これらのご意見などを参考にしながら、作業部会で再度協議させていただき、また、委員会で報告することになりました。

以上で、議会改革特別委員会の審査状況についての報告といたします。

梨本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

次に、坂本議員より、6月16日に行いました一般質問に関しまして、発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

4 番、坂本剛司議員。

坂本議員 6月16日に私が行いました一般質問時に、韓信の股くぐりという発言をいたしました。この発言について、私なりの解釈をしていましたので、削除をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

梨本議長 それでは、坂本議員からありました発言取消しの申出について議題といたします。ここで、地方自治法第117条の規定により、坂本議員の退場を求めます。

(坂本議員 退場)

梨本議長 お諮りします。

坂本議員より、6月16日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、私なりの解釈があったとの理由で、韓信の股くぐりの部分を取り消したい旨の申出がありました。この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、坂本議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

(坂本議員 復席)

梨本議長 なお、会議録につきましては、後刻、議長の下で精査の上、措置させていただきますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程第1、議第48号から日程第3、議第52号までの3議案を一括議題といたします。本3議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第48号、議第49号、議第52号の3議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第48号、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、固定資産税の課税免除に伴う市税への影響は、どういった交付税算入措置があるのかという問いに対し、免除した固定資産税は減収額の4分の3を地方交付税で補てん措置されるという答弁がありました。

また、別の委員からは、条例の適用期限の超過後の制度の検討はされているのかという問いに対し、法律の適用期限が延長された場合、それに伴って条例も適用期限を延長することになると思われる。また、法律の適用期限の延長がない場合でも、企業からの申請状況等の動向を見ながら、市独自で延長をするべきか検討していくという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、企業の創業にかかるコストは高く、このような制度は非常に助かる。ほかにも、このような制度があれば、ぜひ活用の検討をして、企業立地促進に向けて努力してほしいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、大規模修繕工事が実施された場合に固定資産税が減額となるマンションの要件

についてはとの問いに対し、マンション適正化法に基づく管理計画の認定を取得しており、築20年以上かつ10戸以上の分譲マンションで、長寿命化工事を過去に1回以上施工していることが条件となる。よって、マンションの管理組合等が、管理計画の認定を取得した後でないと、区分所有者個人のみで申請することは難しいと考える。現在、市内の組合では、マンション管理計画の認定を受ける動きは確認できないが、今後申請があった場合に備え、今回減額規定を整備するものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第52号、工事委託協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）であります。

質疑では、工事中はどのように歩行者の安全を確保するのかという問いに対し、近畿日本鉄道株式会社と協議し、ガードマン設置や誘導区域の決定など、安全対策を講じていきたいという答弁がありました。

また、別の委員からは、工事引渡し後、瑕疵があった際の対応について、協定書から読み取れないが、どうなっているのかという問いに対し、瑕疵があった際の対応については、今後、近畿日本鉄道株式会社と協議していくという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、請負契約であれば契約書に正確に記載されているが、今回は委託協定なので、企業側が有利なように記載されている場合がある。今後、瑕疵責任がどちらにあるのかを協議する際、葛城市の立場としてしっかり主張してもらいたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第48号、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについて反対の立場から討論いたします。

今回提案されております葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定は、国が定めている地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律により、知事から地域経済牽引事業計画の承認を受け、国から事業の先進性の確認を受けた事業者に対して、金融支援などのほか、国税、県税などの減免に加えて、葛城市

が新たに今回条例を制定することで、葛城市が収納する固定資産税についても、3か年免除するという内容であります。

反対の理由でありますけれども、この条例の措置効果に疑問があり、税負担の公平の原則を損ねることになると考えるからであります。政策目的の実現のために金融支援や補助金交付などのほかに、税の減免などを行う租税特別措置というものがございます。いわゆる政策減税というものであります。しかし、租税特別措置などの税制優遇の実施は、税負担の公平性をゆがめることとなります。法人税の基本税率は大企業でも中小企業でも同じであるにもかかわらず、実質負担率が中小企業のほうが大企業よりも高くなっているのは、こうした租税特別措置をはじめとする様々な税制優遇が、中小企業には利用することが困難なものとなっているからであります。

日本共産党は、租税特別措置の効果が見られない事業、あるいは中小企業が利用できない事業など、租税特別措置の整理縮小を求めてまいりました。租税特別措置は、税負担の公平の原則の例外であり、その適用の実態や効果が透明で分かりやすいものではなくてはならないことから、各行政機関は、措置の必要性や有効性等について国民への説明責任を果たしていくため、行政機関が行う政策の評価に関する法律及び同法施行令に基づき、政策評価を実施することを国の行政機関に義務づけております。そして、毎年、総務省行政評価局がその結果を取りまとめて、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果を毎年総務省は公表しております。その報告書において、効果が十分に検証されてない事業が数多く指摘されているわけです。

今回の条例制定により、国税、県税における租税特別措置を受ける事業者が、葛城市が固定資産税を減免することによって、あえて他市町村でなく葛城市に設備投資することになるのでしょうか。反対に葛城市が減免措置を取らないことを理由に、他市町村を投資先として選択することがあるのでしょうか。私は今回の条例制定が事業者の設備投資の事業計画を左右するほどの効果があるとは考えられません。また、条例の施行後に、こうした措置を受けることになった業者に対して、事業者に対して、税負担の公平の原則を守るために、葛城市は政府が行っているように、効果検証する措置を取るのでありましようか。あるいはこのことについての説明が一切ないまま、こうした条例が提案されたことに対して、遺憾に思うところであります。企業誘致を推進することには異論はございません。そのために行政として様々な政策を実施していただくことは望むところではあります。しかし、税負担の公平の原則の観点から、基礎自治体である葛城市が、企業誘致に、あるいは設備投資の促進のために、租税特別措置を政策手段として取ることについては、私は慎重であるべきだと考えております。

以上をもって反対討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第48号、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについて、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例制定は、葛城市における地域経済牽引事業を促進し、地域の経済の活性化を図るものでございます。今後事業の拡大を検討している市内事業者や、葛城市に移転し、新たに事業所を構えようと検討されている事業者にとって有益な制度だと考えます。また、この条例により、固定資産税を減免される事業者は地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、市内の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような事業をされると理事者の説明にもございました。このような優良な事業者により、葛城市の経済を牽引し、活性化していただけることは大変喜ばしいことと考えております。さらに、市にとっても、免除する3年分の固定資産税は減収額の4分の3を地方交付税で補てん措置がされるという説明が理事者からございました。その後は市にとって安定した収入となるわけですから、健全な財政状況につながるものであります。そしてこれを機に数多くの優良な事業者が本市で立地していただけることを期待をし、私の賛成討論とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第50号から日程第8、議第55号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第50号、議第51号、議第53号、議第54号、議第55号の計5議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の改正の対象者はどの程度いるのか、また、周知の方法はという問いがあり、今回の改正では、令和5年3月に65歳に到達したために資格を取得した方と、令和5年3月に転入した方が主な対象者となる。今後、コロナ減免の対象者はほとんどいないと考えており、市民からの問合せもない状態である。また、周知の方法は、ホームページでの周知を考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、ホームページでの周知は市民から分かりにくいという声を聞くことが多いので、できるだけ広く周知できるよう検討していただきたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号、工事請負契約の締結について。これは、いきいきセンター大規模改修工事であります。

質疑では、改修によって和室がなくなるようだが、避難所となった際、床が硬いフローリングだと寝るときにつらいと思う。どのように対応する予定なのかという問いがあり、洋室化する予定ではあるが、フローリングではなくカーペット敷きにすることを考えている。また、全体的に段差をなくしてフラットにするので、使える面積も広くなり、指定避難所としては強化されると思っているとの答弁がありました。

ほかの委員から、災害が発生した際、いきいきセンターを避難所として使用し、炊き出しを行うことが想定されるが、その際、炊き出しはどのような場所で行うのかという問いがあり、いきいきセンターの南側にグラウンドや体育館があるので、その場所で炊き出しを行えると考えているとの答弁がありました。

さらにほかの委員から、今回の工事でエレベーターの設置はないようだが、体の不自由な人が来館され、2階を利用されるときはどのように対応するのかという問いがあり、職員が

寄り添って見守りながら支援を行ったり、2階に上がらなくていいように、1階にある部屋を利用して、用件を済ませることができるように対応を行う予定であるとの答弁がありました。

この答弁を受けて、高齢者の方が、突発的にけがをして、車椅子での移動を余儀なくされることも十分に考えられ、移動に当たって職員が支援するといっても、施設を利用しづらくなることは間違いない。エレベーター設置は無理でも、車椅子の方のための階段などを検討できないかという問いがあり、市長から、エレベーターの設置はできないので、別に昇降機等を設置できるか検討していきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第54号、工事請負契約の締結について。これは、磐城認定こども園調理室等整備工事であります。

質疑では、工事をするときの車両の出入りはどのように行うのかという問いがあり、工事車両は、磐城認定こども園の西側にある学童保育所の駐車場を通り、公道との出入りを行う計画である。安全面に配慮し、出入口に警備員を配置予定であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、規模の大きい工事で重機も入ると思うが、学童保育所の駐車場の部分だけで問題ないのかとの質問があり、設計等で事前に確認している段階では、搬入等は問題ないという説明を受けており、大丈夫だと認識しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員から、安全確認のため、搬入路については全体像が分かる図面を確認させていただきたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第55号、工事請負契約の締結について。これは、葛城市立新庄中学校運動場北側擁壁改修工事であります。

質疑では、改修によって従来と全く同じものができるイメージかという問いに対し、形状についてはいろいろな検討を行ったが、擁壁を改修する範囲が限られていることや、学校現場の方との調整の結果、現在の形状とほぼ同様の形にせざるを得なかった。ただその中でも、階段の段数を見直すとともに、段の高さを下げる工夫をしたり、見た目のデザイン的なところでも木目が入る感じの仕上がりを考えているという答弁がありました。

また、この答弁を受け、ほかの委員からは、今回、議決に当たって詳細に報告いただいたが、この委員会が出た意見を今から反映するのは難しいと思うので、今後は、事前にどのように考えているかを議会に説明し、議会の意見も聞く機会を設けてほしいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも、各委員から活発に質疑がなされ、意見、要望が出されたことを申し添え、厚生文教常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

梨本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第4、議第50号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第50号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。
日程第5、議第51号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第51号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議第53号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第53号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。
日程第7、議第54号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第54号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議第55号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第55号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第9、議第56号議案を議題といたします。
本案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
11番、川村優子議員。

川村予算特別委員長 ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告させていただきます。

去る6月15日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第56号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第3号)につきまして、6月23日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、民生費、児童措置費の保育環境改善等事業補助金の目的や内容はという問いがあり、保育施設の送迎バス内での園児置き去り事故を受け、園児置き去り防止ブザーを送迎バスに設置することを目的とし、1台当たり17万5,000円を上限に補助を行うもので、4台分を想定している。また、令和4年9月以降に設置した安全装置に係る経費が対象となり、私立保育園が送迎に使用しているバス全台に設置済みであると伺っているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、送迎バス全台に安全装置を設置しているとのことだが、国が推奨している仕様に沿った安全装置であることは確認しているのか、また、全保育園でブザーの設置以外の対策は講じているのかという問いがあり、それぞれ私立保育園の園長から、補助対象となる安全装置を設置したと聞いている。また、それぞれの園では、安全装置がつく以前から、送迎バスに園児が取り残されていないかを確認していたとのことで、各園からの報告を受けているとの答弁がありました。

この答弁に対して、同様の事故を防ぐためには、各園長から話を聞くだけではなく、設置した安全装置がどのようなものでどのように作動するのかなどといったところまで確認をいただきたいとの要望がありました。

次に、民生費、生活保護総務費の生活保護システム改修委託料の改修内容は、また、全国共通のシステムであるのかという問いがあり、今回の改修の内容は、生活扶助の算定に係る基準の算出方法が変更されること及び被保護者調査の調査項目が見直しされることに伴う改修である。また、システムは、各市町村が独自に導入しており、それぞれでベンダーに改修

依頼をしているという答弁がありました。

この答弁に対して、改修費用は国の補助金により2分の1に抑えられるが、ベンダーから一度システムを導入すると、改修にかかる経費がほかのベンダーより高くてもそのベンダーから乗り換えることができず、経費削減のしようがない状態、ベンダーロックが問題である。国がDXを推進しているのはその対策でもあり、国が進めている共通システムの導入も検討し、費用対効果を見極めて対応していただきたいという要望がありました。

次に、農林商工費、農業振興費の経営発展支援事業補助金の対象者や交付条件などの内容はという問いがあり、経営発展支援事業補助金の申請条件として、農業経営を開始して5年後までに生計が成り立つ計画があることや、継続して農業を行うことなどの条件がある。今回の場合は、申請予定者が市外の方で、市内の農地に栽培設備を設置する予定であり、1,125万円を予算計上している。補助対象事業の上限は1,500万円であり、負担割合は国が4分の2、県と申請者がそれぞれ4分の1を負担するという答弁がありました。

次に、観光費、多言語対応観光ホームページ作成業務委託料では、どのような内容のホームページとなるのかという問いがありました。観光に特化したホームページということで、観光スポットやグルメなどの項目のほか、モデルコースや体験などの項目を、閲覧者が検索しやすい内容にすることはもちろん、デザインから葛城市の観光イメージを伝え、日本の国技である相撲の発祥の地であることや、神社仏閣、日本酒などの日本の伝統文化を前面に押し出したPRを仕掛けたいと考えている。また、公平性の観点から、店舗の情報については申請による掲載を検討しているという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、ホームページ作成に当たり、観光協会との連携や、他市でも事例のあるアプリケーションの作成も検討したのかという問いがあり、葛城市の観光に特化したホームページを作成する方向で考えており、今後は、観光協会と協議しながら、連携を検討していく。また、アプリケーションについては、数々の検討をしたが、今回はホームページを作成することにしたという答弁がありました。

この答弁を受けて、葛城市が観光協会と連携しながら体制を整えていくことで、観光振興の幅が広がり、国内外に対してよりよい発言ができると思うがいかにかという問いがあり、市長からは、今回作成するのは多言語型ホームページであり、海外の方が興味を持って見ていただけるような内容にしたいと考えている。いかに多くの方々にご覧いただけるかというところについては、ソフト事業として、最大限考えるよう担当課には指示を出しており、QRコードの利用や海外の旅行会社への売り込みを含めて、これから研究していき、適切な内容にしたいと考えていると答弁がありました。

次に、土木費、市道管理事業における測量設計等委託料の内容はという問いがあり、いきいきセンター付近にある高田川に架かっている石橋について、安全性を担保できないので、昨年8月から通行止めを行っている。地元の要望を受け、歩行者の通行が可能かどうかの構造調査や必要な修繕の概算的な設計を専門家に委託するものである。また、この石橋は県内でも珍しいため、修繕をすることになれば、できるだけ景観を損なわないよう地元と協議しながら進めていきたいと考えているという答弁がありました。

次に、土木費、都市公園管理事業で計上されている工事請負費の内容は、また、複数年にわたるものかという問いがあり、ナイトタイム観光の取組として、しあわせの森公園内の階段や展望広場を中心に、来園者の安全を確保するためのフットライトを設置することを予定している。また、単年度の事業であるという答弁がありました。

この答弁に対して、大規模公園であるしあわせの森公園は、全体計画が明らかにされないまま、単年度ごとに事業費が積み上がってきた経緯がある。今後しあわせの森公園の整備計画について考えるのであれば、管理維持費について議会に示していただきたいという要望がありました。

次に、消防費、消防施設整備事業の地域防災組織育成助成事業補助金の内容はという問いがあり、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している事業を活用したものであり、自主防災組織が実施する防災資機材の整備に対する100%の補助事業となっている。今回は新村区で予定している可搬消防ポンプ等の整備にかかる分となるという答弁がありました。

この答弁を受けて、地域防災組織の団体が可搬消防ポンプを導入する際に、市として補助はないのかという問いがあり、現在、可搬消防ポンプ本体の導入に対しての補助はなく、要望があった場合は、今回の助成制度を案内する形となるという答弁がありました。

この答弁を受けて、市内でも最近火災が続いており、初期消火の大切さを改めて感じている。市として消防力を向上できるような方策をぜひ検討していただきたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも、各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添えまして、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第9、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第10、県域水道一体化調査特別委員会調査報告書についてを議題といた

します。本件につき、県域水道一体化調査特別委員会の藤井本委員長より調査報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本県域水道一体化調査特別委員長 議長のお許しを得ましたので、去る6月22日の委員会をもって調査が完了いたしました県域水道一体化調査特別委員会の最終の審査状況について報告を申し上げます。

本委員会は令和2年3月30日に設置され、委員会として11回、協議会として9回、延べ3年3か月にわたり調査及び審査を重ねてまいりました。当委員会が設置された理由は、将来の水道事業に関する変化に伴い、集中的に審査を行うためということであったので、主に次の4点について調査することにいたしました。

1つ目が、県域水道一体化に参加した際の将来のシミュレーションと葛城市が単独経営を継続したときの経営状況に関するシミュレーションの比較検討。2つ目が、市単独経営のシミュレーションの作成にあつては、現状の施設について、耐震補強等長寿命化を実施するとともに、配水管の耐震化についても一定の金額を計上し、将来の経営状況や給水単価の確認。3つ目が、県域水道一体化に参加する場合に提示されたセグメント会計の内容について。4つ目が、長期安定給水を目指す上で、今後の原水の確保や新規での水源の可能性。

それでは、本日皆様にお示しをさせていただいております県域水道一体化調査特別委員会調査報告書（案）から、主要な項目を説明してまいります。

最初に、葛城市の水道事業についてでございますが、葛城市の水道事業は、取水池区のご協力により、市民に安価な水道水を提供していると思っておりましたが、市内3か所の浄水場について、老朽化が著しく、耐震診断も未実施であることや、管路の更新（耐震化）ペースも遅いことも安価な理由の一つであったことが判明をいたしました。また、自己水源についても、一部の取水池に流入する原水の量について、原水取水量より少ないことが判明しました。このことは、自己水源が現状より不足する可能性を秘めることから、県営水道からの浄水受水量が増加し、水道料金に影響する可能性があります。県域水道一体化において、葛城市と大淀町は水道料金について統合効果が見られないとしてセグメント会計の提示を受けましたが、葛城市は一体化に参加することによって市内3つの浄水場全てを廃止することになり、貴重な自己水源を水道水に利用できなくなります。一方、大淀町は、一体化に参加しても引き続き浄水場は存続することになるので、葛城市にとっての一体化の参加の是非の選択とは大きく異なるところであります。葛城市は奈良県下で一番安価な水道水を供給し、3つの浄水場を保有し、自己水源が8割前後あるという点において、奈良県下におきましても非常に特異な性格を持っていると言えます。このことについては市長も委員会の中で度々訴えられたところであり、最終的な決断を下すに当たって非常に難しい選択だったと推測をいたします。

次に、最終的に単独経営を選択したことについてであります。令和4年12月16日開催の第9回県域水道一体化調査特別委員会において、市長が単独経営を選択すると表明されました。また、単独経営を選択するに至った理由について、令和5年5月2日開催の第10回県域

水道一体化調査特別委員会で報告を受けました。そこで報告された内容では、単独経営を具体的にどのように進めていくというものではありませんでした。そのことから、今後策定される水道ビジョンについて、内容をしっかり確認する必要があります。

以上が、本調査報告書（案）の主要な部分であります。

葛城市は、先ほども申しましたように単独経営を選択されましたが、この選択による議会としての議決行為はございませんでした。よって、議会としての明確な判断がないまま、本特別委員会を閉じるということになります。しかし、引き続き市議会は、単独経営をするに当たり、審査、調査体制を整備し、安心・安全で安定的な水道事業に向け取り組んでまいります。

最後に、本調査報告書の重要なところであります第5章、調査結果の6、調査を終えて、26ページ中段になるわけですけれども、この部分を朗読させていただきます。

6、調査を終えて。市長の単独経営を選択された表明により、本特別委員会の目的は達成したため、調査を終了することになるが、単独経営を選択した以上、今後の水道事業についても引き続き調査が必要である。今後は所管の常任委員会で検討していただくことになるが、本特別委員会の調査において判明した単独経営を継続することに対する課題点について、ここで整理しておき、今後の調査に活用していただきたい。

課題点①浄水場等の施設。市内3つの浄水場について、耐震診断ができていないので、早急に耐震診断をするとともに、その結果を踏まえ、効果的な改修の実施が必要である。浄水場の統合やダウンサイジング等も検討が必要である。

②自己水源の確保。自己水源が不足する可能性がある。特に、工場誘致や人口増を目指す上で、自己水源が不足すると、それを補うために県営水道の取水量を増やす必要が生じる。県営水道の取水量が増えると水道料金に影響が出るので、新たな水源確保が急務である。また、新たな水源確保にかかる費用についても検討し、水道料金の上昇を抑えることが可能であること、また、安定した水源であることが必要である。

③管路更新。管路更新が進んでいないので、計画的な管路の更新（耐震化）が必要である。

④水質の向上。カビ臭対策については、早急に対応していただく必要があるが、原因の分析等を行っていただき、活性炭処理だけでなく、安価な対策についても研究する必要がある。

⑤職員の養成、人材確保。県域水道一体化でも課題解決の1つであった専門的な知識を持った職員の養成、確保が必要となるので、計画的な職員採用等が必要である。

⑥災害時の協力体制。水道企業団設立後の災害時の協力体制について、再度確認する必要がある。

⑦新たな水道ビジョン作成。今後策定される新たな水道ビジョンについて、以上6点の課題が解決できる内容であるのか、逐次確認する必要がある。

⑧奈良県水道企業団の動向。奈良県営水道が県域水道一体化により奈良県広域水道企業団となった後の県営水道の取水に係る料金について確認するとともに、万が一不当な単価が提示されたときには、奈良市と連携して交渉することが必要である。また、奈良県広域水道企業団の水道料金体系等についても、情報収集に努める必要がある。

以上8点の課題について、調査方法や審査等の進め方をも含め、所管となる厚生文教常任委員会に委ねることとする。

最後に、全ての調査を終えて本委員会の活動を振り返ると、県域水道一体化の情報については逐次報告を受けていたが、一体化に参加すべきか、単独経営を選択すべきかの比較検討するに当たり、単独経営を継続するためにはどのような形態で運営すべきかを調査する必要があったが、そのような報告はなかった。また、奈良市のように、独自で県域水道一体化で提示された資料を分析して課題を挙げる必要もあったと感じた。行政側として、一体化には参加せずに単独経営を選択した理由を確認したが、具体的な数字や資料を基に比較検討した情報は示されなかった。それゆえに、不安を抱いた一部の委員から、市長が単独経営を選択するとした表明の際に使われたチャレンジという言葉の意味に質問が集中した場面があった。また、県域水道一体化に参加すれば、原水不足に悩む必要はないと思われ、安定した給水が可能であったが、単独経営を続ける上で、安定給水を目指すという点において具体的な提案がなかったことについて、危惧するところである。原水については、気象に大きく左右されるため、安定給水についても長期的な視点で確実な方策を望むものである。

以上で県域水道一体化調査特別委員会の調査は終了するが、市長を筆頭に、水道関係職員の長期にわたる県域水道一体化に係る業務に加え、本特別委員会への調査協力及び命の水を絶やさぬため日夜取り組んでいただいていることに感謝し、3年3箇月間に及ぶ今回の調査報告とする。

以上、県域水道一体化調査特別委員会の調査報告といたします。

以上でございます。

梨本議長 以上で県域水道一体化調査特別委員長からの報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、県域水道一体化調査特別委員会調査報告書について採決いたします。

ただいま委員長から報告がありました本報告書を最終報告書とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本報告書を最終報告書とすることに決定いたしました。

これをもって、県域水道一体化調査特別委員会による調査を終了いたします。

次に、日程第11、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出される議員について欠員が生じたため、5

名を選出することになりますが、6名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

梨本議長 ただいまの出席議員は15名であります。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、1番、西川善浩議員及び15番、下村正樹議員、両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては既に配付いたしておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしくお願いたします。

(投票用紙配付)

梨本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

梨本議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

以上です。

(投票)

梨本議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

梨本議長 それでは、開票を行います。

1番、西川善浩議員及び15番、下村正樹議員、立会いをお願いいたします。

(開 票)

梨本議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数15票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票15票、無効投票0票であります。有効投票中、徳野衆候補1票、森本尚順候補1票、西川貴雄候補2票、大橋基之候補1票、札辻輝巳候補3票、福中眞美候補7票。

以上であります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

次に、日程第12、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、15日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご配慮をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、本市の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月15日に開会されました令和5年第2回葛城市議会定例会が、15日間の全日程を終えさせていただき、本日もちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに對

しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方からいただきました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいり覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

梨本議長 以上で令和5年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時54分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 梨 本 洪 珪

議 会 副 議 長 杉 本 訓 規

署 名 議 員 西 井 覚

署 名 議 員 藤 井 本 浩